

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月21日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1811号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1 （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)			(略)		
(略) 南魚沼郡 湯沢町	(略) <u>南魚沼警察署苗場警備派 出所</u>	4級地	(略) 南魚沼郡 湯沢町	(略) <u>南魚沼警察署苗場交番</u>	4級地
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。